

ご注意ください

○事業主の皆様へ ～まずは雇用調整助成金の活用をご検討ください～

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、事業主の命により休業しており、休業手当を受け取ることができない労働者の方の生活の安定および保護の観点から直接申請が可能な制度として創設されたものです。

一方、使用者の責に帰すべき事由により労働者を休業させた場合に、労働基準法上、休業手当の支払義務が生じることとなり、**支援金・給付金の支払いによって休業手当の支給義務が免除されるものではありません。**

労働基準法上、休業手当の要否にかかわらず、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対しては、雇用調整助成金が、事業主が支払った休業手当の額に応じて支払われます。

こうしたことも踏まえ、**事業主の皆様には、雇用調整助成金をご活用いただき、雇用維持が図られるよう努めていただくようお願いいたします。**

○申請にあたって事業主の協力が獲られない場合には、都道府県労働局から事業主に対して調査を行いますので、事業主から回答があるまでは審査ができません。そのため、審査が完了しました支給するまでに時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

○支給金・給付金の受給が不正受給であった場合には、労働者に対して、支給を受けた額に加えてその額の2倍までの額（合計して、最大で支給を受けた額の3倍の額）と年3%の延滞金を請求することがあります。

また、事業主または代理人もしくは社会保険労務士が故意に偽りの証明等をしたために不正受給が行われた場合には、その事業主または代理人もしくは社会保険労務士に対して、支給を受けた労働者と連帯して上記の額を納付するよう求めることや、その名称等を公表することがあります。

雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響にともなう特例）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html



新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（概要）

概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受け取ることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。

主要内容

1 対象者

令和2年4月1日から9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払なし）した中小企業の労働者

2 支援金額の算定方法

休業前の1日当たり平均賃金 × 80% × (各月の日数(30日又は31日) - 就労した又は労働者の事情で休んだ日数)

① 1日当たり支給額（11,000円が上限）

② 休業実績

3 手続内容

① 申請方法：郵送（オンライン申請も準備中）

（労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて（まとめて）申請することも可能）

② 必要書類：(i) 申請書、(ii) 支給要件確認書※

(iii) 本人確認書類、(iv) 口座確認書類、(v) 休業開始前賃金及び休業期間中の給与を証明できるもの、

※ 事業主の指示による休業であること等の事実を確認するもの。事業主及び労働者それぞれが記入の上、署名。

※ 事業主の協力を得られない場合は、事業主記入欄が空欄でも受付（この場合、法律に基づき労働局から事業主に報告を求める。）。

4 実施体制等

○ 都道府県労働局において集中処理

○ 問い合わせを受け付けるコールセンターを設置

労働者・事業主の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金のご案内

制度概要

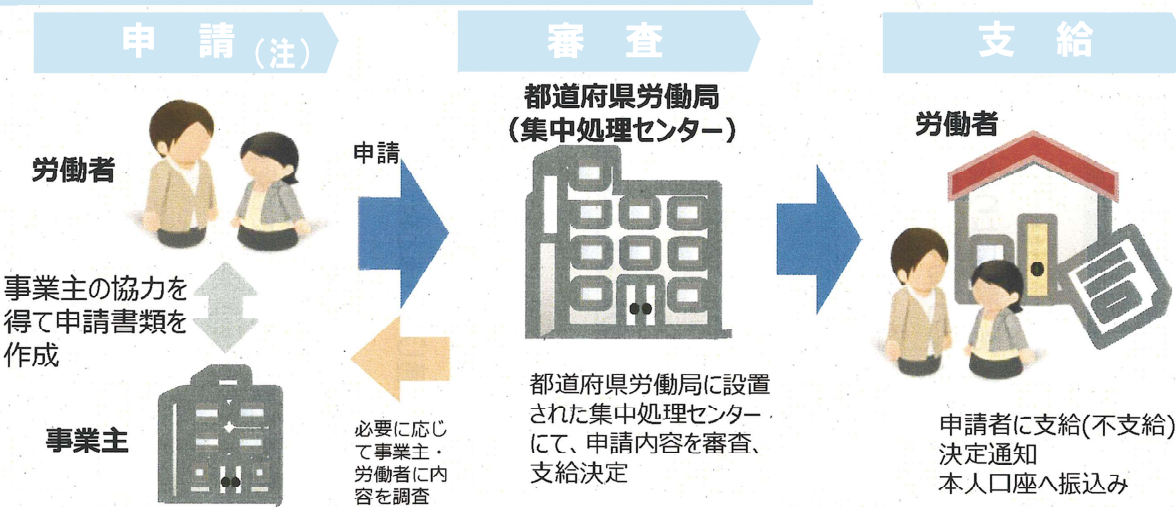
主に以下2つの条件に当てはまる方に、**休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給します。**

① **令和2年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者**

② **その休業に対する賃金（休業手当）を受け取ることができない方**

※ 詳細は厚生労働省HPIに掲載した給付金Q&A等をご確認ください。

申請の流れ



（注）

- 複数事業所の休業について申請する場合、複数事業所分の情報をまとめて申請する必要があります。1つの事業所の分の申請をした期間については、その申請以外全て無効になります。
- 申請書類の作成に当たり事業主の協力を得られない場合は、法律に基づき都道府県労働局から事業主に対して報告を求め、その回答があるまでは審査を行うことができません。その分申請から支給まで時間を要することとなります。
- 不正行為により支援金・給付金の支給を受けた場合には、労働者に対して、最大で支給額の3倍の額を請求することがあります。また、事業主や代理人、社会保険労務士が故意に不正行為を行った場合には、労働者と連帯して上記の額の納付を求めることや、その名称等を公表することがあります。

お問い合わせは

■ 給付金制度の詳細、給付金Q&A、申請書のダウンロードなど

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HPをご確認ください

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

■ お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15



厚生労働省・都道府県労働局